

みよし男女共同参画プランの見直しについて

1. 改定の趣旨

困難な問題を抱える女性への支援のために、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下困難女性支援法)」において、市町村は第8条第3項に基づく市町村計画の策定が努力義務とされているところです。

当町では、困難女性支援法施行に対応するため、令和6年3月に策定した「みよし男女共同参画プラン(第4次三芳町男女共同参画基本計画・第2次三芳町 DV 防止基本計画・第2次三芳町女性活躍推進計画)(以下みよし男女共同参画プラン)」内において、「仮称三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」と表記し、市町村計画に位置付け予定としていました。

今般、厚生労働省が定める基本方針と令和6年4月に策定された「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を勘案し、令和7年4月(令和7年度)より、仮称表記を削除し、「みよし男女共同参画プラン」を困難女性支援法の第8条第3項に基づく市町村計画として位置付けをするものです。

2. 「みよし男女共同参画プラン」の改定

「みよし男女共同参画プラン」の名称を「みよし男女共同参画プラン(第4次三芳町男女共同参画基本計画・第2次三芳町 DV 防止基本計画・第2次三芳町女性活躍推進計画・三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)(以下本プラン)」と改め、本プラン内における「三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」の仮称表記をすべて削除した上で、以下の変更を行います。

P.6 3. 計画の性格の(5)を以下のように改めます。

(5)本プランは、令和6年3月の策定当初より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下困難女性支援法)」の第8条第3項に基づく市町村計画として位置付け予定としていましたが、令和7年4月より仮称表記を削除し、市町村計画として位置付けます。

※「三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」の仮称表記削除を行うのは以下のページです。

P.6 3. 計画の性格

P.7 4. 計画の期間

P.30 基本目標Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり

P.31 3. 施策の体系

P.44 基本目標Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり

令和6年3月策定の「みよし男女共同参画プラン」について、令和7年4月より以下の変更を行います。

ページ	変更前	変更後
P.6	(5)本プランは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下困難女性支援法)」の第8条第3項に基づく市町村計画として位置付けを予定します。同法は附則第1条で原則として令和6(2024)年4月に施行するとされており、厚生労働省が定める基本方針に即し、都道府県基本計画を勘案して、市町村の困難な問題を抱える女性支援のための基本的な計画策定を求められていることから、今後策定される上位計画の内容に留意しながら柔軟に対応していきます。	(5)本プランは、令和6年3月の策定当初より「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下困難女性支援法)」の第8条第3項に基づく市町村計画として位置付け予定としていましたが、令和7年4月より仮称表記を削除し、市町村計画として位置付けます。
P.6 図内	(仮称)三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画	三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画
P.7 図内	(仮称)三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画	三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画
P.30	(仮称)三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画	三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画
P.31 表内	(仮称)三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画	三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画
P.44	(仮称)三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画	三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画